

別海町

農業者年金協議会だより

第6号 令和5年2月発行

発行：別海町農業者年金協議会
事務局：〒086-0205 別海町別海常盤町280番地
別海町農業委員会事務局内
TEL 0153-74-9853

令和4年12月末日の加入状況のお知らせ

地区名	男性	女性	計
別海地区	1	1	2
西春別地区	1	0	1
上春別地区(計根別地区)	1	0	1
中春別地区	2	1	3
合計	5	2	7

令和4年4月から令和4年12月末日までの農業者年金新規加入者について、加入状況をお知らせします。町全体を合わせると7名となっており、そのうち39歳以下の若い世代の加入は57%を占めています。引き続き、感染症対策を徹底しながら加入推進活動をしていきます。

令和4年度活動報告

本年度の別海町農業者年金協議会の活動は、感染拡大防止のため、昨年度と同様に研修会などは実施せず、総会についても書面決議となりました。その他の加入推進活動については、引き続き感染防止対策を講じながら行っており、ダイレクトメールを今年度も農業者年金に未加入である方(291名)に送付しています。また、広報別海へ

掲載している加入推進記事の充実を図るなど、創意工夫を凝らし推進活動を行っています。老後の生活を豊かにする手段の一つとして、多くの方に農業者年金について知っていただけるよう今後も推進活動をしていきますので、よろしくお願いします。

令和4年度

市町村農業者年金協議会代議員研修会が開催されました

令和4年12月14日(水)に別海町生涯学習センターみなくるにて、北海道農業者年金協議会主催の市町村農業者年金協議会代議員研修会が開催されました。

新型コロナウイルス感染症の影響で中止が続いていた本研修会ですが、3年ぶりの開催となり農業者年金協議会代議員、農業委員、農業者年金事務担当者等が出席しました。研修会では農業者年金の加入状況や、制度改正の内容、農業者年金制度の充実に関する要望

と制度改善状況について説明をいただき、農業者年金への理解を深めました。



農業者年金

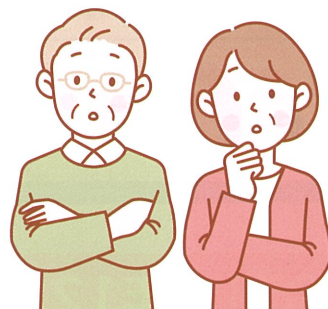
こんなにかかる老後生活(現金支出で年額約264万円)

で生活の安定を考えませんか？

高齢農家世帯(世帯主が65歳以上の夫婦2人)の家計費は、現金支出で月額約22万円が必要です。

国民年金は、40年加入の場合月々約6万5千円、夫婦あわせて月額約13万円です。

サラリーマンは厚生年金による国民年金への上乗せがありますが、農業者は国民年金では十分と言えず、老後の生活費は自分で準備する必要があります。



農業者年金の6つのポイント

- 1 農業者の方なら広く加入ができる
- 2 積立方式・確定拠出型で少子高齢化時代に強い
- 3 保険料は月額2万円(35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円)から6万7千円の間で自由に決められる
- 4 終身年金で80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金がある
- 5 税制面の優遇措置がある
- 6 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある

農業者年金へは次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます

年間60日以上
農業に従事

国民年金第1号
被保険者

※国民年金保険料納付
免除者を除く

60歳未満

※さらに、年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入できます。

加入の申し込みは

JAの農業者年金の
窓口で受け付けています



途中脱退、再加入も可能です

保険料の支払いが厳しい時などは、途中で脱退して保険料の支払いを一時停止することができます。この場合、納められた保険料については、脱退後も農業者年金基金が運用を続け、将来、年金として支給されます。(脱退一時金はありません。) また、加入要件を満たせばいつでも再加入できるので、年金原資の積み立てを再開できます。

農業者年金は **メリット** がたくさんある年金です



税制面で大きな優遇

支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。

同一生計の家族の分を含めた金額が社会保険料控除の対象となり、大きな節税効果を得られます。



女性に優しい！奥様も単独で入れます

農業者年金の加入には農地の権利名義は要りません。

ご主人だけの農業者年金加入では、ご主人の死去後の奥様の収入は国民年金だけになってしまいます。奥様も加入されることで老後が安心なものになります。



若年層には保険料の国庫補助による手厚い政策支援

国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、

- 39歳までに加入
- 認定農業者で青色申告者等
- 農業所得が900万円以下

を満たせば受けられます。

政策支援の要件と国庫補助額 ※保険料は本人負担分と補助分あわせて月2万円(固定)となります。

区分	必 要 な 要 件	本人負担の保険料(補助額)			
		35歳未満		35歳以上	
1	認定農業者かつ青色申告者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
2	認定就農者かつ青色申告者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
3	区分1又は2の要件を満たしている者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
4	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者が、3年以内に区分1の要件を満たすことを約束した者	1万4千円	(6千円)	1万6千円	(4千円)
5	区分1又は2の要件を満たしていない者の直系卑属であり、35歳まで(25歳未満の者は10年以内)に区分1の要件を満たすことを約束した者	1万4千円	(6千円)	—	

農業者年金に加入すれば・・・

【農業者年金の受給額(年額)の試算】

加入年齢	納付期間	保 険 料 納付総額	年 金 額(年額)		想定される受給総額	
			男 性	女 性	男 性	女 性
20歳	40年	960万円	76万円	64万円	1,635万円	1,730万円
30歳	30年	720万円	50万円	43万円	1,085万円	1,148万円
40歳	20年	480万円	30万円	25万円	642万円	680万円
50歳	10年	240万円	13万円	11万円	286万円	303万円

※通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.30%となった場合の試算です。受給総額は65歳での農業者年金加入者について想定している平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92.0歳まで生存した場合の金額です。

※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

農業者年金被保険者・受給者の方へ

住所変更や死亡の際は速やかに届け出ましょう

■転居、転出などで住所が変わった際は、農業者年金の住所変更の手続きが必要になります。

住所が変わった際は、速やかに最寄りのJAの窓口にて手続きを行ってください。

※住所変更の手続きがされない場合、各種通知等が届かないばかりか、将来の年金裁定手続きに支障をきたす場合があります。

■受給者、被保険者が死亡した場合は、遺族が速やかに死亡届をJAに提出してください。



農業者年金を受給している皆様へ

◆ 現況届は忘れずに提出しましょう ◆

「現況届」は、農業者年金受給者の方に毎年提出をお願いしています。

現況届の用紙は毎年5月末に農業者年金基金から受給者に送られます。氏名等必要事項を記入し必ず期限内（6月1日から6月30日まで）に農業委員会事務局へ提出してください。（役場支所・連絡事務所への提出でも可）

「現況届」の提出がされない場合、年金の支給が停止になりますので、ご注意ください。

要注意！

経営移譲年金・特例付加年金受給者の方

農業者年金が**減額**になる場合があります

後継者に経営移譲・経営継承された方

農地の貸借の相手先の変更や農地の転用など、農地の移動の予定があるときは、必ず事前に農業委員会またはJAに相談しましょう。

減額になる場合(例)

- ① 農業経営を再開した場合
- ② 後継者に貸していた農地が返還され、適切な対応をしなかった場合
- ③ 変換された農地(2)を農地以外に転用した場合
※受給者本人や後継者の住宅など例外となるものがあります
- ④ 経営継承された方は、返還された農地(2)が遊休農地となり、農業委員会の利用意向調査を受けた場合